

平成 28 年 11 月

入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金にかかる当面の取扱いについて

大阪市では、国の違約金の取扱いに準じて、履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に関する特約条項を制定しました。

**【特約条項の概要】**

○「契約が解除された場合等の違約金」として次の場合を規定する。

- ・受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- ・次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、上記に該当する場合とみなす。
  - 1 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 2 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 3 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

**【適用時期】**

1 平成28年11月28日以降に発注する案件より適用します。

※ 対象・・・工事請負、工事以外の請負、物品買入・借入・売払、  
業務委託（測量・建設コンサルタント等含む）

（本通知に関する問合せ先）

- ・大阪市契約管財局契約部契約制度課（06-4395-7141）
- ・大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ（06-4395-7151）
- ・大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ（06-4395-7161）
- ・大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ（06-4395-7145）

## (参考)

※この特約条項は、契約管財局長と工事請負契約を行う場合の標準約款の見本に対応したものです。  
各発注案件で使用する特約条項については、各発注案件で示す契約条項をご確認ください。

工事請負契約書

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に関する特約条項

(履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金)

第1条 第44条第1項に規定する場合のほか、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、受注者は、第44条第2項に規定する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(暴力団排除に伴う契約の解除)及び(解除に伴う措置)

第2条 この特約条項第1条を適用する場合の契約にあたっては、次の各号のとおり定める。

- (1) 第44条の2第4項中「前条第2項又は前項」とあるのは、「前条第2項、前項又はこの特約条項第1条第1項」と読み替える。
- (2) 第47条第3項及び同条第8項中「第44条又は第44条の2」とあるのは、「第44条、第44条の2又はこの特約条項第1条第2項」と読み替える。